

通知預金規定

1. (預入れの最低金額)

この預金の預入れは1口5万円以上とします。通帳での預入れのときは必ずこの通帳を持参してください。

2. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、預入日から7日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。
- (2) 定期預金・通知預金・定期積金 共通規定第4条第4項の規定による場合を除き、この預金の解約にあたっては、解約する日の2日前までに通知を必要とします。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について店頭に表示する毎日の通知預金の利率によって計算します。なお、利率は金融情勢の変化により変更することがあります。
- (2) この預金を据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの期間について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金の付利単位は10,000円とします。

4. (預金の解約)

この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳または証書とともに提出してください。

解約は、預金1口ごとに取扱います。その一部は解約いたしません。

以 上

(2020年4月1日現在)